

公 告

電子入札による事後審査型制限付き一般競争入札を次のとおり行うので、高知市上下水道事業契約規程(昭和 47 年水道局規程第 2 号)により準用する高知市契約規則(昭和 40 年規則第 4 号)第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 8 月 20 日

高知市上下水道事業管理者 山本 三四年

1 入札に付する事項

- | | | | |
|------------|---|--------|--|
| (1) 工事名 | 農人町合流幹線管渠改築工事 (R 8 - 1) | | |
| (2) 工事場所 | 高知市 知寄町二丁目 | | |
| (3) 工事概要 | 管渠内面被覆工 (製管工法) | (更生延長) | |
| | (既設□2000×2120) 更生管 (複合管) | 59.27m | |
| | 可とう継手設置工 | 2 箇所 | |
| (4) 工事日数 | 150 日間 | | |
| (5) 予定価格 | 事後公表 | | |
| (6) 調査基準価格 | 設定有 (事後公表) | | |
| | 【計算式】直接工事費の 97%+共通仮設費の 90%+現場管理費の 90%+一般管理費等の 68% | | |
| (7) 失格基準価格 | 設定有 (事後公表) | | |

2 本工事は予定価格に係る積算疑義申立手続き対象の工事である。

3 本工事は総合評価落札方式(企業評価型)を適用した工事である。

4 本工事は低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定する。事後公表。

5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項その他入札に関する事項

別紙のとおり

別紙

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加形態	単体
地域要件	次に掲げる事項のいずれかに該当する者 ア 高知市内に主たる営業所（本社）を有する者 イ 主たる営業所（本社）が高知市外にあって、高知市内に営業所等を有する者（公告日の属する年度の前年度において、本市の法人市民税の課税事業所であること。または、営業所等について、公告日の前日までに本市に法人設立（開設）届を提出し受理されていること。）
業 種	土木一式工事
許可区分	特定又は一般
施工実績	高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領の規定の外、次の要件を満たす施工実績を有する者 （※工事施工証明書等要） 1 請負金額 5,500 万円以上の下水道管内の更生工事を含む工事
配置技術者	高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領の規定の外、次の <u>全ての</u> 要件を満たす者を技術者として配置することができる者 1 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、監理技術者資格者証の交付を受けている者（監理技術者講習修了証を有する者であること） 2 下記のいずれかの資格を有し、工事で採用する工法協会（複合管）の技術研修等の講習修了証等を有する者。 ・下水道管路更生管理技士（一般社団法人日本管路更生工法品質確保協会） ・下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門）（公益社団法人日本下水道管路管理業協会） ・下水道管きょ更生施工管理技士（一般社団法人日本管更生技術協会） 3 以下の工事において、現場代理人又は技術者（主任技術者又は監理技術者）として従事した経験を有する者 ・下水道管内の更生工事（複合管）を含む工事
手持工事	手持ち工事の状況による条件は設定しないが、本件に係る請負契約を締結した者は、高知市上下水道局が令和 8 年度中に公告を行う管更生工事（以下、「管更生工事」という。）には参加できないものとする。 また、本件の落札候補者が別の管更生工事に入札をしていた場合は、その入札を無効とする。

2 参加申請・入札日程等

参加申請の受付	入札に参加を希望する者は申請期間に一般競争入札参加資格確認申請書その他必要書類を提出することで参加意思を示すものとする。 <u>ただし、入札参加資格の審査は開札後、落札候補者のみ行うため、資格決定は行わない。</u> ※次の手続きによらない者は、失格とする。	
	申請期間	令和 8 年 8 月 20 日 8 時 30 分から同年 8 月 27 日 17 時 15 分まで（高知市の休日を定める条例（平成元年条例第 21 号）に規定する休日は除く。）

	提出書類	1 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1） 2 企業の評価項目一覧表（様式4） 3 配置予定技術者の評価項目一覧表（様式5）
	提出方法	申請期間に、PDFファイル形式の電子ファイルを高知市上下水道局企画財務課電子メールアドレスへ送付すること。 電子メールアドレス kc-241100@city.kochi.lg.jp 電子メールにより提出後、必ず電話により受信確認をすること。
設計図書の閲覧	期 間	令和8年8月20日9時00分から入札書提出期限まで
	場 所	高知市上下水道局3階企画財務課
電子データの閲覧	期 間	令和8年8月20日から令和8年9月14日まで
	場 所	高知市上下水道局企画財務課ホームページ
質疑の受付回答	受付期間	令和8年8月20日9時00分から同年8月28日16時30分まで
	場 所	高知市上下水道局3階企画財務課
	提出方法	FAX又は持参によること（郵送は認めない） なお、提出に併せてEXCELファイル形式の電子ファイルを高知市上下水道局企画財務課電子メールアドレスへ送付すること。 電子メールアドレス kc-241100@city.kochi.lg.jp
	回答時期	令和8年9月1日
入 札 方 法 等	回答方法	回答日から入札書の提出締切日まで高知市上下水道局3階企画財務課において閲覧に付するとともに、高知市上下水道局企画財務課ホームページに掲載する。
	本工事は高知市上下水道局電子入札運用基準に基づき、高知市電子入札システムで行う。	
	提出書類	1 入札書（電子入札システムにより入力） 2 工事費内訳書
	提出書類 受付期間	令和8年9月2日 8時00分から 令和8年9月4日 17時00分まで ※質疑回答を確認の上、提出すること。
開 札	開札予定 日時	令和8年9月7日 10時30分
	開札場所	高知市上下水道局3階企画財務課
予定価格に係る 積算疑義の申立	高知市上下水道局建設工事の予定価格に係る積算疑義申立手続に関する要綱（令和6年4月1日改正。以下この項で「要綱」という。）の規定に基づき設計金額の積算に係る疑義の申立てを受け付ける。	
	金入り設計 書開示	時間 令和8年9月7日13時00分から申立期間終了まで 場所 高知市上下水道局2階 下水道整備課
	申立期間	令和8年9月7日13時00分から令和8年9月8日16時00分まで

	申立方法	要綱第 8 条の規定により、電子メール又は直接持参する方法によるものとする。 提出先：高知市上下水道局 2 階 下水道整備課 電子メールアドレス：kc-240900@city.kochi.lg.jp 申立ての有無については、高知市上下水道局企画財務課ホームページの「建設工事等の入札予定・結果・契約情報」に掲載する。
	確認結果の公表等	申立てがあった場合は、高知市上下水道局企画財務課ホームページに掲載する。 掲載時期：令和 8 年 9 月 10 日
	そ の 他	要綱第 12 条の規定に基づき、落札候補者を決定した場合は、高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領 10 項に規定する入札資格要件等の審査を行う。
確認書類の提出	提出期限	提出を求められた日から起算して 2 日以内（閉庁日を除く）
	場 所	高知市上下水道局 3 階企画財務課
	提出書類	入札資格要件確認書 労務費報告書 開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。
	提出方法	持参、F A X 又はメールによること（郵送は認めない。）
落 札 決 定	確認書が提出された日から起算して 2 日以内（閉庁日を除く）に落札者を決定	
契 約 の 保 証	必要	
契約条項を示す場所	高知市上下水道局 3 階企画財務課	

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

本入札の総合評価落札方式は、提出された資料が要件を満たすものである場合は、標準点（100 点）を与え、競争入札参加有資格者の技術評価点等の内容に応じて加算点（最大 28 点）を加えたものを評価点とする。評価値の算出方法は、第 4 項第 1 号の規定による。

(2) 評価項目等

評価項目、評価基準及び配点については次に示すとおり。評価基準の取扱いについては、高知市総合評価落札方式評価基準に関する取扱要領に示すところによる。

ア 企業の評価

評価項目		基本配点	評価基準	加算点
企業の技術力	○同種工事(注 1)の実績の有無 公告日の属する年度又はその前年度までの 15 か年度（平成 23 年度以降）において、元請けとして完成し引き渡した同種の公共工事の実績を評価する。ただし、共同企業体による施工の場合は、当該共同企業体への出資比率が 15%以上の構成員として施工した工事に限るものとする。	1.0 点	施工実績 2 件以上	1.0 点
			施工実績 1 件	加算点なし

	○同一工種工事(注2)成績評定 公告日の属する年度の前年度までの3か年度(令和5年度から令和7年度まで)において工事検査を完了した高知市上下水道局(高知市含む)発注工事の工事成績評定値を評価する。共同企業体による工事は、各構成員の工事成績として扱う。	2.0点	成績評定値75点以上	2.0点
			成績評定値70点以上75点未満	1.0点
			上記以外	加算点なし
	○直近の成績評定の最低点(前年度実績) 令和7年度において、工事検査を完了した高知市上下水道局発注工事の同一工種に限らず、全工種の成績評定を対象とする。当該評価項目においては、成績評定の再評定がなされた場合は、当初評定が65点未満のときを除き、再評定日を成績評定日とみなす。	—	成績評定値65点未満 有	-0.5点
			成績評定値65点未満 無	加算点なし
	○同一工種工事(注2)優良工事表彰の有無(令和5年度以降) 入札参加申請日現在において公告日の属する年度又はその前年度までの3か年度(令和5年度以降)における高知市、国土交通省又は高知県からの同一工種工事に係る優良建設工事施工者表彰の有無。共同企業体で表彰をうけた場合は、各構成員を同等に評価する。 国土交通省表彰は、局長表彰又は部長等表彰であって優良工事表彰を対象とする。高知県表彰は、高知県知事賞、優良賞、土木事務所長表彰のうち所長賞又は所長賞と同等とされるものを対象とする(高知県土木部以外の高知県の出先機関が表彰を行う「所長賞」等)を含むが、「一工事賞」等その他の表彰は評価の対象としない。)	1.0点	表彰 有(高知市)	1.0点
			表彰 有(他機関)	0.5点
			表彰 無	加算点なし
	環境・労働福祉	0.5点	ISO14000 シリーズ又はエコアクション21のいずれかの認証取得済	0.5点
			いずれも認証未取得	加算点なし
		0.5点	雇用 有	0.5点
			雇用 無	加算点なし
		0.5点	市表彰又は認定等の取得 有	0.5点
			市表彰又は認定等の取得 無	加算点なし
		0.5点	法定外労働災害補償制度への加入 有	0.5点
			法定外労働災害補償制度への加入 無	加算点なし

	○若手技術者・女性技術者の配置 ア又はイのどちらかに該当する場合に評価の対象とする。 ア 発注工事の配置技術者要件として求める資格を有し、かつ 41 歳未満（開札日を基準とする。以下同じ。）又は女性（年齢は問わない。以下同じ。）の技術職員を主任技術者又は監理技術者として配置する場合 イ 発注工種に係る建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハのいずれかに該当し、かつ 41 歳未満又は女性の技術職員を現場代理人として配置する場合	0.5 点	41 歳未満又は女性の主任（監理）技術者又は現場代理人の配置 有	0.5 点
			41 歳未満又は女性の主任（監理）技術者又は現場代理人の配置 無	加算点なし
災害時対応	○災害時の応急対策活動に関する協定の締結の有無 入札参加申請日現在における高知市若しくは高知県との協定で高知市に効力を有する災害時の応急対策活動に関する協定を締結しているか否か。（団体で締結している場合の構成員を含む。）	0.5 点	防災協定を締結した団体の構成員等 有	0.5 点
			防災協定を締結した団体の構成員等 無	加算点なし
	○重機保有の有無 経営事項審査における「建設機械の保有状況」の対象機械を評価対象とする。その他の規格等は問わないが、定められた検査等を受け実際に使用可能な状況のものを対象とする。また、連結会社の保有は対象とせず、リース契約による場合は、リース契約期間内に公告日を含むものを対象とする。	0.5 点	自社保有又は長期（1 年以上）リース 有	0.5 点
			自社保有又は長期（1 年以上）リース 無	加算点なし
	○消防団協力事業所の認定 入札参加申請日現在における高知市消防団協力事業所の認定の有無。	0.5 点	消防団協力事業所の認定 有	0.5 点
			消防団協力事業所の認定 無	加算点なし
	○災害時の事業継続力（BCP）認定 入札参加申請日現在における高知県建設業BCP 審査会又は四国建設業BCP 等審査会等による災害時の事業継続力（BCP）認定（開札日において有効なものに限る。）の有無。	0.5 点	BCP 認定 有	0.5 点
			BCP 認定 無	加算点なし
	○地域ボランティア活動の実績 公告日の属する年度の前年度に高知市の地域内における環境美化・防犯等の地域ボランティア活動の実績の有無	0.5 点	地域ボランティア活動 3 回以上	0.5 点
			地域ボランティア活動 2 回以下	加算点なし
法令遵守	○指名停止の状況(公告日以前 1 年間) 本市から指名停止を受けた期間がある者に対して減点評価を行う。	—	指名停止 有	－1.0 点
			指名停止 無	加算点なし
合 計		9.0 点		

（注 1）請負金額 5,500 万円以上の下水道管内の更生工事を含む工事

（注 2）土木一式工事

イ 配置予定技術者の評価

評価項目	基本配点	評価基準	加算点
○同種工事(注3)の実績の有無 公告日の属する年度の前年度までの15か年度(平成23年度以降)において、元請けとして完成し引き渡した同種の公共工事の実績を評価する。評価の対象は現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者として従事した工事とする(工期の途中で交代(変更)している場合は評価の対象とならない)。ただし、共同企業体による施工の場合は、当該共同企業体への出資比率が15%以上の構成員として施工した工事に限るものとする。	2.0点	施工実績 2件以上	2.0点
		施工実績 1件	加算点なし
○同一工種工事(注4)成績評定 公告日の属する年度の前年度までの3か年度(令和5年度から令和7年度まで)において工事検査を完了した高知市上下水道局(高知市含む)発注工事の工事成績評定値の評定値を評価する。現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者として従事した工事とする(工期の途中で変更となっている場合は評価の対象とならない)。共同企業体により施工した工事の成績評定は、各構成員の成績評定として扱う。	1.0点	成績評定値 75点以上	1.0点
		成績評定値 70点以上 75点未満	0.5点
		上記以外	加算点なし
○同一工種工事(注4)優良工事表彰 入札参加申請日現在において公告日の属する年度又はその前年度までの3か年度(令和5年度以降)における高知市、国土交通省又は高知県からの同一工種工事に係る優良建設工事施工者表彰の有無。共同企業体で表彰をうけた場合は、各構成員を同等に評価する。 国土交通省表彰は、局長表彰又は部長等表彰であって優良工事表彰を対象とする。高知県表彰は、高知県知事賞、優良賞、土木事務所長表彰のうち所長賞又は所長賞と同等とされるものを対象とする(高知県土木部以外の高知県の出先機関が表彰を行う「所長賞」等)を含むが、「一工事賞」等その他の表彰は評価の対象としない。)	1.0点	表彰 有(高知市)	1.0点
		表彰 有(他機関)	0.5点
		表彰 無	加算点なし
○継続教育学習制度(CPD(S))への取組(注5) (一社)全国土木施工管理技士会連合会、(公社)日本技術士会、(公社)日本建築士会連合会、(一財)建設業振興基金、建築設備士関係団体CPD協議会、(公社)土木学会のいずれかの取得単位数とする。ただし、専門工事については、工事の特性に応じて他団体のCPDを追加できるものとし、各団体の単位数の合計ではなく、いずれかひとつの団体のみを対象とする。また、各団体の推奨単位数は、次のとおりとする。 ・(一社)全国土木施工管理技士会連合会 20 ユニット/年 ⇒ 100 ユニット/5年間 ・(公社)日本技術士会 50CPD時間/年 ⇒ 250CPD時間/5年間 ・(公社)日本建築士会連合会、(一財)建設業振興基金 12 単位/年 ⇒ 60 単位/5年間 ・建築設備士関係団体CPD協議会 250 単位/5年間 ・(公社)土木学会 50 単位/年 ⇒ 250 単位/5年間	1.0点	推奨単位の10分の8以上	1.0点
		推奨単位の10分の3以上 10分の8未満	0.5点
		推奨単位の10分の3未満	加算点なし
合 計	5.0点		

(注3) 下水道管内の更生工事を含む工事

(注4) 土木一式工事

(注5) 5年間の取得状況が評価の対象となります。挙証資料については、5年間の学習履歴の証明書(証明基準日は令和8年4月1日以降)を提出してください。

ウ 施工体制の評価

施工体制の評価			
評価項目	評価基準	配点	その他
○品質確保の実効性	良	7.0点	・開札後、低入札に該当した者に低入札調査資料の提出を別途求めて評価する。 ・低入札に該当しなかった者にあつては、資料提出は求めず、「良」（満点）とする。
	可	2.8点	
	不可	0.0点	
○施工体制確保の確実性	良	7.0点	
	可	2.8点	
	不可	0.0点	
合計（良の場合）	14.0点		

※高知市建設工事低入札価格調査制度実施要領（令和4年4月8日改正）により、品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価し、その優劣を技術評価点に反映させる。なお、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の評価が「良」（満点）の場合に、技術評価点の満点相当を施工体制評価点として配点する。

(3) その他

- ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された申請書等は返却しないが、提出者に無断で他の用途には使用しない。
- ウ 提出期限を過ぎた後の申請書の訂正又は差し替えは認めない。

4 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、次の式によって算出する評価値の最も高い者とする。

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格} \times 100,000,000$$

（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）

- (2) 前号の評価値の算出は、次の要件をすべて満たす入札者数が1者以上の場合行う。

- ア 有効な入札であること。
- イ 入札金額が予定価格以下で失格基準価格以上であること。

- (3) 開札の結果、入札参加者全員の入札が予定価格を上回る等、落札となるべき入札がない場合は、再度入札を行う。再度入札を行う場合は、その旨を入札参加者に電子入札システムにより（紙入札者が参加する入札においては電子入札システム以外のその他適切な手段による。）通知する。

なお、再度入札においても工事費内訳書の提出を求める場合があるため、**再度入札時には再度入札の金額に係る工事費内訳書を作成しておくこと。**また、高知市上下水道局から当該内訳書の提出を求められた際は直ちに電子メールにより提出すること。

5 支払い条件

低入札者と契約締結する場合は、高知市上下水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領第13第3号の規定によるものとする。

6 その他

- (1) 入札参加者は、「高知市上下水道局建設工事等競争入札心得（電子入札用）」（令和6年8月26日改正）及び高知市上下水道局電子入札運用基準（令和6年4月1日改正）を遵守すること。
- (2) 入札参加手続きを行った者の間において、高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領第4項第6号又は第7号に該当する場合は、入札参加資格を認めない。また、開札後、同号に該当する事実が判明した場合は、その者の入札を失格とする
- (3) 低入札価格調査における失格基準

低入札価格調査の失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容が次の失格基準のいずれかを下回るときは、失格とする。

- ア 直接工事費 設計における直接工事費の90%
 - イ 共通仮設費 設計における共通仮設費の80%
 - ウ 現場管理費 設計における現場管理費の80%
 - エ 一般管理費等 設計における一般管理費等の30%
- (4) 落札候補者が提出期限までに入札資格要件確認書を提出しないとき、又は入札参加資格を有しないと認められる場合は、失格となる。
- (5) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して 10 日以内に契約を締結すること。また、電子契約を希望する場合は、落札決定後、「電子契約利用承諾書」を電子メールにより提出すること。
- (6) 落札決定から契約締結の日までの間に、落札者が次に掲げる要件のいずれかに該当する者となったときは、落札決定を取り消すことがある。
- ア 高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領第 4 項第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 5 号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - イ 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成 6 年 7 月 1 日制定）（以下「指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避等の措置を受けたとき。
 - ウ 指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。
 - エ 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分を受けたとき。
 - オ その他の事由により入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (7) 本工事の入札及び契約に関する提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは、契約を解除することがある。
- (8) 落札者は、契約締結までに平成 23 年 12 月 26 日付け「独占禁止法の遵守に係る誓約書の提出について（高知市上下水道局）」の中の誓約書（別記様式 1）を提出すること。これがない場合は契約を辞退したものとみなし契約を締結しない。
- (9) 落札者は、建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約締結までに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- (10) 受注者は、契約締結時に、中間前金払又は部分払による何れかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。
- (11) **本工事は、高知市上下水道局「週休 2 日制工事」実施要領における「週休 2 日制工事（月単位）」工事である。**
- (12) **当該工事開札までに、当該年度に公告を行った他の管更生工事の請負契約を締結をすることとなった者は当該入札に参加できない。**
- また、開札後落札候補者の決定（同日に複数の管更生工事の落札候補者の決定がある場合は、その予定価格の大きいものから順に行う。）までに、当該年度に公告を行った他の管更生工事の請負契約を締結することとなった者が落札予定者であった場合は、当該入札を無効とする。**
- 実施要領第 4 項第 9 号にあたる場合であっても同様の取扱いとする。**
- (13) その他の条件については、高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領に示すとおり。

7 担当部署

高知市上下水道局企画財務課契約担当

住所 高知市針木北一丁目 15 番 20 号（高知市上下水道局 3 階）

電話 088-821-9208 F A X 088-843-6523